

○碓井委員長 皆様、こんにちは。

それでは、時間が参りましたので、ただいまから第27回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

年が明けて初めてかと存じます。どうぞ本年もよろしく願いいたします。

昨年2月よりこの専門小委員会におきまして御議論いただきました、諮問事項の大都市制度のあり方につきましては、前回の専門小委員会におきまして、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」としてとりまとめたところでございます。

本日、皆様のお手元に冊子をお配りさせていただいておりますが、この中間報告の内容につきましては、次回の総会において報告させていただく予定としております。

なお、今後、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諮問事項の基礎自治体のあり方とあわせまして、最終的な答申に向けた調査、審議をこの専門小委員会において継続していきたいと存じます。

本日から、残された諮問事項である東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方につきまして審議を進めたいと存じます。

本日は、まず、市町村の現況について事務局より説明をさせます。その後、委員の皆様から基礎自治体のあり方につきましてフリートーキングを行っていただく形で進めてまいりたいと考えております。

まず、本日お配りしております「市町村の現況について」の資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

それでは、原市町村体制整備課長さん、お願いいたします。

○原市町村体制整備課長 それでは、事務局より資料を御説明したいと思えます。

お手元にあります、資料「市町村の現況について」をごらんいただきたいと思えます。

1 ページ、市町村制度の沿革ということで、まずは沿革について御説明申し上げたいと思えます。

徳川時代から自然村があったわけでありましてけれども、地方制度のあけぼのは、明治4年、戸籍法の制定が始まりであります。全国に土地の便宜に従って区画をつくりまして、区というものを設置いたしました。その後、大区、小区に分かれましたが、ここで戸籍事務を行ったわけでありまして。

戸籍事務のみならず、一般行政事務もこの区に担っていただくとしたわけでありまして、旧来のまちやむらが引き続き根強い力があつたこともあり、明治11年、郡区町村編制法が制定されまして、大区、小区が廃止され、郡区町村が設置され、江戸時代の町村、自然村が復活してございます。

その後、明治22年に市制町村制が施行されまして、市町村の区域は従来の区域を引き継ぐ、市制は人口2万5,000以上の市街地に施行、町村制は市制を施行する地を除き全ての町村に施行されましたが、施行に先立ちまして、括弧にございまして、300～500戸を標準規模として町村合併を推進いたしました。7万1,000あつた市町村がこの段階で1万

6,000になったわけでありませう。

その後、明治44年に市と町村が別の法律に分かれました。

そして、昭和22年に府県と一緒になつて、今の地方自治法が施行されたということでございませう。

平成11年に分権一括法による改正が行われまして、そこにございませうとあり、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うということで、包括的に幅広く地方自治体の役割が規定されたわけでございませう。

市町村につきましては、その下にございませうとあり、市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理とありまして、まずは市町村、困難なもの等は都道府県という役割ができたということでございませう。

右の2ページ、地方公共団体の主な役割分担の現状でございませう。

一番下に市町村が書いてございませうが、保育所の設置、小中学校の設置管理等々、住民に身近なものが市町村になってございませう。

一番上が都道府県となっておりますが、麻薬取締の免許、小中学校の学級編制等々、広域的なもの、規模の大きいものが都道府県になってございませう。市町村の規模によりまして都道府県の権限が指定都市・中核市・特例市とそれぞれおりにある状況でございませう。

3ページ、今、御説明しました指定都市・中核市・特例市の指定の状況でございませう。

指定都市が左のほうにございませうとあり20市、中核市が41市、特例市が40市となっております。

なお、それぞれ中核市・特例市は人口要件を満たしてございませうが、財政の問題あるいは保健所設置等でいろいろと調整を要することによりまして、申請していない市が中核市で14、特例市は8市という状況でございませう。

右に参りまして、4ページ、市と町村の主な相違点を掲げてございませう。

まず、要件でございませうけれども、市につきましては、地方自治法第8条で人口5万人以上、さらには中心市街地を形成している区域の戸数が、全戸数の6割あるいは商工業の従事者等の割合が6割、そのほか都道府県の条例で定める都市施設の要件を備えているといった要件でございませう。

なお、米印に書いてございませうが、市を含む新設合併は、上記の市制施行要件のいずれかを備えていない場合であっても、その要件を備えているものとみなすという合併特例法の規定でございませう。

右に行つていただきまして、町村でございませう。

町村は、地方自治法上は、都道府県の条例で定める町ということになってございませうとあり、人口あるいは市街地要件等々、それぞれの県の条例で定めてございませう。例えば人口が1万、8,000と個別の県の条例で決めてあるわけでありませう。

事務でございませうけれども、大きな違いは、生活保護と都市計画でございませう。

市につきましては、福祉事務所を設置しなければならないとなっております、生活保護の事務をしております。町村は、福祉事務所を設置することができるとなっております、現在は41の町村に福祉事務所がある状況であります。

都市計画につきましては、都道府県が市の都市計画を指定しとなっております、市には、必ず都市計画区域がございます。町村につきましては、一定の要件を満たす町村のみが指定となっております、町でいいますと、7割ぐらいが都市計画区域がある状況でございます。

5ページからはいろいろなデータを掲げてございます。

まず、5ページは、市町村数の推移であります。

上のほうにポイントが書いてございますが、平成16年度、平成17年度に平成の合併によりまして市町村数が減少しております。

下にデータがございますけれども、16年度から17年度、17年度から18年度にかけて市町村数が大きく減少しております。

現在の市町村数でございますが、平成25年1月1日現在で1,719、うち市が789、町が746、村が184という状況でございます。

右に行ってくださいまして、6ページ、今度は人口規模別の市町村数でございます。

最大は、横浜市の350万人超のところから青ヶ島村の最小200人余りまでいろいろあるということでございます。

ただ、人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及んでいる。最新の数字で、人口1万人未満の市町村の数は480という状況になってございます。

下にグラフがございますけれども、トピック的に人口の少ない市町村、人口の多い市町村を掲げてございます。少ないところは離島が中心になってございます。多いところは御案内のとおりの大都市でございます。

7ページ、面積による分布状況でございます。

これも2,000平方キロメートルを超える大きな市町村がある一方、100平方キロメートル未満の市町村が4割超を占めているということでもあります。トピック的に下にありますけれども、面積の大きい市町村は、いずれも市町村合併で大きくなったところでございます。面積の小さい市町村は、離島ですとかベッドタウンでございます。

続きまして、右側、8ページ、人口増減率による分布状況でございます。

市町村全体に占める人口減少市町村の割合は、増加傾向にございます。

平成17～22年の5年間の人口が減っている市町村は、75%以上に達してございます。

具体的には、下のグラフにありますとおり、枠で囲っておところが人口減少市町村でありまして、一番下を見てくださいと、75%ということでもあります。トピック的に、人口増加率の高い市町村は、ベッドタウンが中心でございます。逆に、人口減少率の高い市町村は、山村地域の市町村という状況でございます。

9ページ、高齢化率による分布状況であります。

高齢化率は上昇を続けてございます。

高齢化率が5割超の市町村がある一方、逆に、1割程度にとどまる市町村もわずかながら存在してございます。

下のグラフを見ていただきますと、12年度、17年度、22年度とグラフが右にシフトしておりまして、高齢化が進展しているという状況であります。

高齢化の高い市町村は、いずれも過疎山村の町村でございまして。逆に、高齢化率の低い市町村は、ベッドタウンあるいは離島で高齢化率が低くなっている状況でございまして。

右側の10ページ、人口と高齢化率の関係を示したものであります。

高齢化率が高い市町村は、人口が少ない市町村に集中しております。ただ、人口の少ない市町村に限らず、どの人口段階においても、高齢化率が増加する傾向がございまして。

下のデータは、それぞれの市町村ごとに高齢化の状況を人口規模別に12年、17年、22年とプロットしたものでございまして。色が濃いものが新しいほうでございまして、一番左を見ていただきますと、特に高いのは、やはり人口規模の小さいところでありまして。ただ、一番右を見ていただきますと、人口規模の大きいところでも経年でみて、プロットが上にシフトしておりまして、高齢化が進んでいる状況が見てとれると思っております。

11ページ、人口1人当たりの歳出額であります。

人口1万人未満が大きく、1万人以上では徐々に減少しますが、人口40万人以上では、指定都市も入っておりまして、権能差がございまして、事務が多くなっておりまして、若干増加するというのがグラフにあるとおりであります。

1人当たり歳出額の多い市町村は、離島ですとか山村でありまして、高齢化率が高いあるいは公共事業が多いという状況でございまして。逆に、1人当たり歳出額の少ない市町村は、ベッドタウンでございまして、高齢化率が低いあるいは基盤整備がまだこれからであるということもございまして。

右の12ページ、目的別の歳出額の割合であります。

人口規模が大きくなりますと、歳出総額に占める規模のメリットが働きまして総務費、あるいは地域的なことだと思っておりますけれども、農林水産業費の割合が低下し、逆に、高齢者の数が多くなりますので民生費、あるいは都市計画事業で土木費の割合が増加する傾向がございまして。具体的には、下にあるようなところでございまして。

13ページ、人口1人当たりの税収額を示してございまして。

全体としては、人口が大きくなれば、1人当たり税収額も増加する傾向にございまして。

どの人口規模においても、三大都市圏が地方圏を上回っている。

個別に見ますと、発電所の存在などによりまして、著しく大きな額となる市町村がございまして。したがって、人口規模の一番小さい、1万人未満のところは少し大きくなっているということもございまして。

1人当たり税収額の多い市町村を掲げてございまして、いずれもダムあるいは発電所関連の町村でございまして。逆に、1人当たり税収額の少ない市町村は、いずれも離島、山村

等でございます。

14ページ、ここからは市町村合併にかかわる資料を御用意してございます。

我が国の市町村は、明治21年には7万を超えていたわけでありましてけれども、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,719市町村に減少してございます。

明治の大合併では、小学校あるいは戸籍の事務処理を行うということで、300～500戸を標準として町村合併を強力に推進しております。7万1,000から1万6,000程度になったということでありまして。

昭和の大合併は、中学校1校を標準といたしまして、合併がありました。

次が、御案内のとおり、平成の大合併であります。これは地方分権の推進ということで、与党で自治体数を1,000という目標を掲げまして、それに沿って自主的な市町村合併を推進したということでありまして、3,229から、現在1,719まで減少している状況でございます。

15ページ、「平成の合併」の主な経緯ということですが。

「平成の合併」の期間を前半、後半部分を2つに分けて、さらにその前後で4区分に整理してございます。

一番左でありますけれども、平成7年度からのいわゆる合併特例法の延長でございますが、規定目的は、「自主的な市町村の合併を推進」となっておりまして、一番下の主な改正内容では、そのときは住民発議制度を創設いたしましたり、議員の定数・在任特例の拡充等を行っております。

そして、「平成の合併」に入るわけでありまして。旧法であります。平成11年度～平成16年度。合併特例法は10年ごとに延長しておりまして、平成11年度は延長の年ではなかったわけでありまして、期限が来る前に法改正を行ったということでありまして。規定目的は変わっておりませんが、国・都道府県の関与のところに、例えば合併協議会の設置勧告が掲げられたり、下の主な改正内容をごらんになっていただきますと、合併算定替の期間の延長、これまで5年でありましたが、10年に延長する。あるいは地方債の特例ということで、交付税措置がある有利な地方債である合併特例債を創設ということで、財政面で大きく合併が進んだということがございます。

その右に参りまして、平成17年度～21年度の改正前新法であります。ここで目的が少し変わって、**「合併の推進による市町村の規模の適正化」**と変わってございます。その下にありますとおり、都道府県は合併推進に関する構想を作成するということになりまして、27次地方制度調査会でも、その規模の適正化のめどとして1万人という数字が掲げられたわけでございます。主な改正内容としては、これも27次地方制度調査会で御議論いただきまして、合併特例区、地域自治区制度の創設がなされてございます。そのほか、一番下にございます、合併特例法の経過措置の追加等も行われております。

一番右に、現行法になりますけれども、これは法律目的が**「合併の円滑化」**ということになっておりまして、一番下に改正内容がありますけれども、基本的には、税とか議員の

任期特例など、合併の障害除去のための措置が存置している状況で、現在この法律になっているわけでありませう。

16ページ、市町村合併の進展状況。これは全国の状況をお示ししたものでございます。

左の真ん中にありますが、ほとんど旧法下で大きく市町村数が減少しております。市町村数の減少率は、色が濃いのが大きく減少したところでありまして、逆に、色の薄いところが市町村の減少が小さいところでありまして、大都市圏が薄くなっておるわけでありまして、市町村減少率が小さかったという状況でございます。

17ページからは社会経済情勢の変化、大きなトレンドの資料を御用意してございます。

出典でありますけれども、一番下にありますが、「国土の長期展望」中間とりまとめという、国土審議会の長期展望委員会の資料から抜粋してございます。

人口は、国立社会保障・人口問題研究所から出ているものでございまして、我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少であるということでありませう。

下にグラフを掲げてございますが、2004年に1億2,784万人、高齢化率19.6%でピークになりまして、2050年には9,515万人、高齢化率39.6%。いろいろ高位推計、中位推計とありますが、中位推計でござらんになりますと、2100年に4,771万人ということで、先ほど申しました、明治時代後半の水準に戻っているということでございます。

右側、18ページ、総人口の推移を年齢3区分別に見たものでございます。

今、御説明しましたとおり、2050年までに人口減少は、3,300万人、減少率は25.5%になりますけれども、65歳以上の高齢人口は1,200万人増加いたします。逆に、15歳～64歳の生産年齢人口は3,500万人、15歳未満の若年人口は900万人減少する。こういう状況でございます。

19ページ、世帯数の推移でございます。

グラフを見ていただきますと、世帯類型別世帯数の推移とございますが、一番下、2050年の数字であります。約4割が単独世帯という状況であります。

その単独世帯数の内訳でございますが、その右にありますとおり、5割超が高齢者の単独世帯という状況でございます。

最後に20ページ、居住地域・無居住地域の推移というデータを御用意してございます。

2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化する。国土の約5割に今、人が居住しているわけでありませう、4割に減少するということでもあります。

これは1平方キロメートル当たりのメッシュでとりまして、居住状況を調べたり、あるいは推計したものでありますけれども、右の人口規模別メッシュ数を見ていただきますと、現在は、2005年、無居住地域が51.9%であります。それが2割増えて、62.3%になるということでもあります。

ただ、これを見方を変えますと、先ほど2050年に人口が25%減少すると申し上げました

が、人口が25%減少に対して、人が住まない地域は2割しか減らないということでありますので、まばらに住んでいる状況が続くということであります。例えば20人ぐらい住んでいらっしやる集落が10人になった形で引き続き集落は残るという状況があるわけであります。

一番下に広域ブロック別無居住化の割合が出ておりますが、北海道は、例えば今、住んでいるところの5割近くが無居住化する。このような状況でございます。

以上がデータの説明でございます。

もう一つ、参考資料を御用意しております。

29次地方制度調査会の答申で、基礎自治体関係の答申につきまして抜粋をさせていただいておりますので、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

1 ページ、まず、今後の基礎自治体像であります。

読ませていただきますと、「第27次地方制度調査会答申においては、『今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員団体を有するものとする必要がある』、上記の答申で示された基礎自治体の姿は、今後も妥当するもの」とされてございます。

続きまして、事務処理方策に関する基本的な考え方ではありますが、「共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべき」「市町村間の新たな連携の取組としての定住自立圏構想をはじめとする地域活性化策を積極的に活用」と掲げられてございます。

広域連携の積極的な活用を促すための方策ということで、一番下でございますが、「事務の共同処理の仕組みが一層活用されるよう、地方公共団体のニーズを踏まえた制度の見直しを行う必要」とされてございます。

右側、2 ページ、小規模市町村における事務執行の確保のための方策についても答申されてございます。「必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があればその選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。しかしながら、こうした方策については、様々な論点や是非についての考え方があり、また、地域の実情も多様であること等から、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討がなされる必要がある」。

大都市圏の課題への対応ということで、「大都市圏の市町村は、広域連携の推進に加え、自らの判断による合併の可能性も視野に入れて将来の都市像を描いていく」とされているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項でございます、基礎自治体のあり方につきまして、皆様から御意見

等がございましたらお願いしたいと存じます。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 意見ではないのですが、資料についてですが、9ページと10ページに高齢化率による分布状況と人口と高齢化と、高齢化ということがございますけれども、これとは別に出生率でこのような資料は可能でしょうか。

つまり、高齢化は高齢化で進むのだと思いますけれども、今後の基礎自治体のあり方を考えていく、前向きに考えるときには、人口は減少するものだと決めてかかるよりも、それもそうだと思いますが、出生率がどのぐらい市町村の規模によって、自然豊かなところで育てるとか、いろいろありますので、そういう資料もあわせて出していただけたら、少しイメージが膨らむかなと思ひまして、この点をよろしく願いできますでしょうか。

○碓井委員長 今の点は、市町村体制整備課長、どうですか。

○原市町村体制整備課長 勉強して、検討させていただいて、資料を提出させていただきたいと思ひます。

○碓井委員長 よろしく願ひいたします。

ほかにいかがでございますでしょうか。

林宜嗣委員、どうぞ。

○林（宜）委員 ついでに、社会動態による人口の変化が非常に大きな問題ではないかと思ひます。つまり、自然動態でというのは年齢構成で随分変わるわけですがけれども、移動して減っていくことのほうが各自治体に大きな問題を引き起こすので、そこは重要な資料ではないかと思ひます。

○碓井委員長 この点もそれでは、願ひいたします。

どうぞ、市町村体制整備課長。

○原市町村体制整備課長 検討して、提出させていただきたいと思ひます。

○碓井委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。

林宜嗣委員、どうぞ。

○林（宜）委員 1人当たり税収と1人当たり歳出額のグラフですがけれども、これはやはり自治体にとっての大きな問題は、税収が1人当たりどうなっているかとか、1人当たり歳出がどうなっているかではなくて、むしろ、1人当たり歳出額と税収の乖離がどうなるのかというところのほうが大きな問題で、今後の財源補填だとかということを考えていったときに、その差がだんだん大きくなっていくのではないかと思ひます。だから、そのあたりを政策に結びつく形で、歳出と歳入の受益と負担の関係を1つのグラフにまとめていただいたほうがより財政問題という点から明らかになるのではないかという気がします。

もう一つ、1人当たり歳出が、これは恐らく規模が小さくなればなるほど割高になっていくのは当然のことだと思ひます。でも、よく言われるのは、人口も減って、税収も減るけれども、一方で歳出も減るではないかという議論がままあるわけです。ところが、人

口が減少で、税収が減っても、それと比例的に歳出が減らないという部分があるので、その辺も財政問題を考えていく上で非常に重要なので、そのあたりも工夫していただけるとありがたいと思います。

○碓井委員長 どうぞ、課長。

○原市町村体制整備課長 工夫して、勉強して、また資料を提出させていただきたいと思っています。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょう。

今、議論が出ておりますのは、委員の皆様、これからの動態に非常に御関心をお持ちとお見受けいたしました。

先ほど参考資料の御説明もございましたから、第29次地方制度調査会の答申のことなどの御確認も含めて御発言があれば、どうぞお願いいたします。

全然発言がないと、私、小委員長としては困るので、ちょっと問題提起をさせていただきますが、この中にも共同設置とか共同処理、これは相当程度整備が図られているようにも思いますが、個別に見ていくと結構、依然としてネックもあるように私は思っているのですが、そういったことで、皆様、何か問題点とかお気づきの点はございませんでしょうか。

例えば監査委員制度があります。これは別にメインのテーマにしようというつもりはありませんけれども、監査委員さんは議選委員と識見委員と両方からなっているわけですが、議選委員は当該構成地方公共団体の議員でなければならないということになります。そうすると、監査委員を共同設置するとき、共同設置が可能だという議論からスタートしても、どうやらネックがありそうだという気が直感的にはするのです。

これは例示ですから、こだわらないで、何か問題点がおありと感ずるところがありましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ、斎藤委員。

○斎藤委員 今の点に少しかかわると思います。まず、議選委員の位置づけ自体は、29次地方制度調査会で議選委員制度はやめたらいかかという小委員会の答申案が出ましたが、総会でひっくり返ったので、また議選委員の位置づけをどうするかということになるとこれはこれで大項目ぐらいで議論しなければならないことだと思います。

ただ、ここで関連して申し上げたいのは、例えば監査委員事務局の共同設置は可能になりましたし、そのほかの様々な共同設置の形態も最近の法改正で可能になりました。そうすると、それがどの程度利用されているのか。つくったけれども、利用がまださほどされていないのであればなぜなのかという、むしろ現場のデータといいますか、声が今後資料としてあれば議論がしやすくなるのではないかと考えます。

○碓井委員長 これは、それでは事務局にお願いしたいのですが、機関の共同設置、事務局の共同設置、そのぐらいでしょうか。事務組合は無限で、それはお願いしても大変かもしれないませんが、なるべく小規模町村の共同処理がうまくいっているのかということ、実態

がどうなっているかを、もし可能でしたら資料を整理していただければと思います。

○原市町村体制整備課長 調べまして、御報告させていただきたいと思います。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

林宜嗣委員、どうぞ。

○林（宜）委員 29次で積み残しあるいは解決ができなかった問題、先ほどの議選委員もそうですけれども、基礎自治体ところで、今日の参考資料で「総合的な行政主体」という言葉があって、29次では、単独で、フルセットでやれなくても垂直補完とか水平補完をしながら総合的な行政ができるようになればいいのではないかという基本的なある一定のコンセンサスがあったと思うのです。

その中で、それを適用するという形で、右側のページのところに義務づけを選択によって県がやれるようにしてもいいのではないかという考え方が専門小委員会の間ではあって、私は、選択肢が広がるのだから、これは反対する理由は何もないよねと思っていたわけですね。ところが、残念ながらこういう形でいろいろな意見が出てくるので、もっとこれから検討しなければいけない。恐らく今後の地方公共団体、とりわけ小規模自治体のことを考えたときに、ここの部分は避けて通れない課題ではないかというぐあいに思っているところですよ。

人口も減少がとまらない中で、しかしながら、一方で行政課題は大きくなっていくということを放置できない課題だと思うのです。恐らく、ある一部の方々は困るとおっしゃるかもしれないけれども、住民が今後生きていく上でこれは本気で考えないと生活基盤が失われていくということも踏まえていかなければいけないのではないかと。

ですから、そのあたりが実需として、人口が減少することと同時に、今後買い物難民だとか、医療難民だとかといった方々がふえていくといったこともおさえておかないと、あるべき基礎自治体の行政のあり方が見えてこない部分があると思うのです。だから、そのあたりをもう少し、実需を前提にして議論していく必要があるのではないかという意味で、もう一度、これは避けて通れない課題ではないかという意見を持っております。

○碓井委員長 ただいまの林宜嗣委員の問題提起は、29次からの続きの問題提起ということになりますが、この点についてほかの委員の皆様で、もし御発言がありましたら、お願いしたいと思います。

大山委員、どうぞ。

○大山委員 私も、今回どこに焦点を当てて議論するのかなというのがちょっと自分でもつかみかねているところですよけれども、今まで斎藤委員、林委員から出ましたように、29次でも結構議論してきたわけですね。ですから、広域処理については本当にどうなっているのかというのを見て、もう少し足りないところがあったのなら、もう一步踏み込むということをやらなければいけない。今、おっしゃった県による補完の話は、本当にもうちょっと前向きに考えなければいけない。積み残しをどうするかということだと思うのです。それは全く同感で、やったほうが良いと思っています。

もう一つ、別ですけれども、前から思っているのですが、市町村という区分が大分、時代に合わなくなってきたと思うのです。もともと最初はほとんどが村で、大きいものが町になって、特に大きいものが市ということだったのが、全くその実態が変わってきているので、こういう根本的な枠組み的なことまで議論なさるつもりなのかどうなのかというあたりをお聞かせ願えればと思っています。

以上です。

○碓井委員長 前半は特によろしいかと思いますが、最後におっしゃったことが、ひょっとすると大変な大転換を迫る問題提起かもしれません。その点について何か。

大山委員、何か腹案がおりなんでしょうか。名称の統一とか。

○大山委員 個人的には、統一してもいいのではないかと考えています。

○碓井委員長 なるほど。わかりました。そういう含みの御発言と受けとめさせていただきます。

ほかの皆様、御意見等ございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 これまでの文脈は、私の不勉強でよくわかっていないのですが、今日お示しいただいた、今後の日本全体のあり方が以下のように変わっていくという予想を示されたときに、基礎自治体のあり方という問題設定、ないしはそれで何を議論すればいいのかというのがよくわからないところがあります。

社会は恐らく何もしなければこう変わっていくだろうということが前提になっていて、よかれあしかれ、基礎的な地方公共団体はそのあり方を前提として何らかの地方公共団体であるであろうと思うのです。

もし議論するとすれば、1つには、この社会のあり方を何か変えようと、その変えるための方策を考えるのか、それとも、変わるのは変わるので前提だから、それに対してどう基礎自治体に対応するのかを考えるのか、つまり社会のあり方を前提にそれで何らかの事務を破綻せずにやっていけるようにするためにはどうすればよいかという問題に軸足を置いて考えるのか、若干違うと思うのです。

後者のほうから言えば、それはやはり1人ですべてをできなければみんなで助け合っという格好になるので、垂直的であるか、水平的であるかにせよ、補完の問題は避けて通ることはできないだろうし、それは既にもう議論は始まっている問題だと思うのです。

地方制度として、前者の社会のあり方について何か変えられるのかというと、地方制度をいじったから人口がふえるとか経済活動が盛んになるとか、私にはよくわからないところで、ほとんど無理かなと思いますが、できないという論証もできるわけではありません。

ただ、社会の分布を考えたときにちょっと気になるのは、1つは、要するに三々五々減っていくので、どうも人口が減るほどにはコストは減らなさそうだという予測は先ほどのデータから示されました。非居住地域というのは人口減ほどには減らないだろうと。そのときに、だったらもうちょっと何らかの誘導措置を使って集住する形で議論を進めるか。

つまり、いわば三々五々各個撃破されるよりは撤退戦をしつつ、都市なり市町村なりへ集住していく、集落を集めていくという形で対応することが理論的には考えられると思いますが、そういう制度設計を提言するのは地方制度の枠内で議論できるのかというのが1つの疑問です。

もう1つ、前提として、非居住区域に関する空間管理等も市町村の事務であり続けるだろう、だから、その部分について何らかの補完が必要であろうということになっているのだと思うのですが、ファンタジーを持って考えるならば、日本の国土があまねく市町村に区分されていなければならないという前提をどこまでとるのかというのも1つの問題だと思うのです。人ももう住んでいないし、原野か山林になってしまっているところにあえて市町村を置き続ける必要があるのか。いわばそこは市町村の区域ではない、国土ではあるけれども市町村の区域ではないという形で、国が最低限の空間管理を行うだけにして、いわば我々はそこはもう利用しない、自然のままへ戻すのだということで、撤退戦をするということも考えられないではないと思うのです。

結局、いろいろなファンタジーがありますが、何を与件として考えるか。事実的な与件、法的な与件、いろいろありえます。ひょっとすると地方自治の保障の関係上、あまねく国土は市町村、自治体に分割されていないといけないという憲法論が通用するか、あるいはそうでもないということで、人が住んでいないところは別にいいだろうということになるか、そこはまだ私は意識的に議論したことはありませんが。だから、そういう形で、自由に考えようとするれば考えられないわけではないが、所与もあるかもしれない。その中で一体何を議論しますかという点を少し考える必要がある。そうでないと、29次の積み残しをやるかというだけになりますので、そこはもうちょっと詰めたほうがよろしいかという気がいたしました。

○碓井委員長 太田委員は盛りだくさんな問題提起をなされまして、その中には、人口の動態とかについて一体、地方制度でできることが何があるのか。逆に言えば、国のさまざまな政策分野があるわけで、そちらに期待せざるを得ないところが大きいだろうというのが前半です。

後半では、いろいろ御発言なさいましたけれども、特に集住ということは住む場所を変えていただくということでしょうか、そういう政策のこととか、あるいは非居住区域をどうするかとか、そういう問題提起がありました。

一番最後の非居住区域となりますと、非居住区域とは何かという問題も当然出てくるわけでありまして、広大な農地はあるけれども、そこには全然住宅がない。荒れ放題の農地で、私的所有権はあるのだけれども、誰も住んでいないというところは一体、本当の意味の非居住区域なのかどうかとか、定義とか、私たちがどういうイメージでとらえるかということにも関連すると思います。森林についてもそうですね。所有者はいるのだけれども、荒れ放題に任せてあるのをどう見るかとか、いろいろ考えなければいけないことがあると思います。大変基本的な問題提起がなされたと思います。

どうぞ引き続き御発言をお願いいたします。

林美香子委員、お願いします。

○林（美）委員 今のに関連しまして、20ページの表を見ていると、北海道に住んでいる者にとっては、無居住化割合が52.3%が北海道だと思えば、本当にこれは大変なことだなということを感じるのですが、2050年のこれは国土の長期展望の中間取りまとめによるものですが、将来のことをほかのデータのとり方というのでしょうか、考え方も多分あるのだらうと思うのです。そのあたりで、2050年に本当にこうなるのかどうかは誰もわからないことですが、もう少しいろいろな考え方のデータも見せていただけたらいいなと思います。

このニュースが出たとき、北海道では大変だということはすごくマスコミに出ましたけれども、例えば他府県で、私にとってはちょっと意外だったのが、東北は18.8%けれども、中国とか四国は本当に高い数字になっているというのが、北海道の場合だと、寒さとか雪のせいというのが物すごく基礎自治体にとっても、除雪費が大変だということが物すごく財政的に問題になっていることもあるのですが、そういうことも含めて、2050年に対しては多分、いろいろな分野の方がいろいろな将来像を考えていらっしゃるでしょうから、それも含めてもう少し提示をしてもらえたらと思います。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、畔柳副会長、お願いします。

○畔柳副会長 今日はフリーディスカッションということで、2ページの整理をさっき、市町村という名前がどうかとかという問題提起もあったわけですが、非常に大きな市と非常に小さな町村があつて、しかし、こういう機能は一応、役割分担ということで整理されている。そういうときに、今まで大都市の議論をしてきた中で、基礎自治体の1つのあり方として、大都市の中でも基礎自治体であると、横浜市は基礎自治体だとおっしゃっていて、場合によれば全部やらせてくださいと。その場合は、県の機能とどう基礎自治体の機能がという意味の基礎自治体としての問題が大きいほうでもあると思うのです。市町村のほうは、これだけの役割分担はやれないという小さ過ぎる基礎自治体としての問題がある。ですから、基礎自治体としての議論を従来大都市のところでやってきた意味の議論と小さいところの町村の議論では問題意識が大分違うのではないかと。

それに対して、後から出てくる例えば高齢化という問題は両方で起きている問題だと思うのです。大都市でも起きている高齢化が、ここの中でも非常に問題だという御意見も出ました。小さいところでは、さらに高齢化の問題は問題だと、両方に環境変化が出ていることがありますから、今後それほど時間のない中で、今回はどこに焦点を当てて議論を主にしていくのか。どちらかという、今まで大都市で相当議論したから、小さいところの最低機能もやっていないところの問題を議論するだけでも相当時間もあるので、このような整理の仕方を少ししていかないと、基礎自治体の環境変化ということを余り拡散するとちょっとどうかと思います。

○碓井委員長 大変重要な問題提起をいただきました。

今の副会長の御発言に関連しますと、諮問では、東日本大震災を踏まえたというものもありますので、それもやや頭の隅に置いて今後の議論を進める必要があるかと思えます。ほかに御発言ございますか。

林宜嗣委員、どうぞ。

○林(宜)委員 質問ですが、先ほどの20ページの無居住率は可住地面積に対するですか。

○碓井委員長 課長さん、お願いします。

○原市町村体制整備課長 日本の国土を1平方キロメートル当たりをメッシュで刻みまして、そこに人が1人もいなければ無居住地域と。

○林(宜)委員 そのメッシュの割合が何%ぐらいになっているかということですね。無居住のところ。それは国土、要するに人が住めないようなところも入ったメッシュの割合ですね。だから、ここは住めないところまで入れてしまっただけというより、むしろ、これはなかなか難しいのかもしれないけれども、可住地に対する割合としたほうがより実態に近いところが出てくると思います。

もう一点、東日本大震災という話ですけれども、これは今後、日本の国土の空間戦略をどうするかという話だと思えます。土地が足りないというか、こんな狭い国土にといいところから、今や土地余りの時代に入ってきている。そうすると、居住地をもっと集約したほうがいいのではないかという議論と同時に、防災というか、国土保全をもっと徹底的に安全なところは安全にする。そうではないところは人が住まないようにするというのも1つの手かもしれない。恐らく今後、国土構造というか、空間構造をどのように変えていくのが非常に重要な問題だろうと思えます。先ほど太田委員が人が住まないところは市町村でなくてもいいのではないかといいぐあいにおっしゃった。それも1つですけれども、人が住まない市町村があったっていいじゃないかという考え方もありますね。

私はよくわかりませんが、フランスの話を知るところによると、人口がゼロのところがある。でも、それでもちゃんと共同処理をやって、それなりに仕事はしているということもあるわけで、日本の場合は、人口は絶対なくしてはいないという発想がどうしてもあるのだろうと思えます。でも、このあたりが今後の国土あるいは地域構造をどうするかということを考えていくときには、やはりそこは、簡単に1年ぐらいで検討できる問題ではありませんが。

定住圏構想だとか、コンパクトシティ構想にしても、居住地をどうするのだということを一方向で考えておかないと、実現はなかなか難しい部分もあるので、そのあたりをどこまで視野に入れながらいくのかということも非常に悩ましい問題だと思いますけれども、これは簡単な問題ではないので、そのあたりをどう絞り込んで論点を議論していくのかということもやはり重要なことではないかと思えます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

私はフランスのことは存じませんが、皆様が御存じのように、アメリカのコーポレート

の組織になっているのは、必ずしも全部ではありませんから、虫食い状態というか、穴のあいているところも当然あるわけです。だから、世界を見るといろいろな地方制度が存在している。

これはまた無理難題というか、宿題ばかり出して申しわけありませんが、今のようなことに関連する資料が何かありましたら、そんなに急げとは申しませんから、ひとつよろしくお願いいたします。

○原市町村体制整備課長 勉強させていただきます。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 私も副会長の御発言に共感するところがございまして、ある程度スコーピングといいますか、ターゲットをはっきりさせないと議論が拡散して、また積み残しが多くなる面があるかと思えます。

そこで、先ほど太田委員が指摘された、今回提示された市町村の現況、将来これを転換させるために地方制度がどうできるかという面と今後の予測に基づいてそれに対応するためにどうするか。これは、現実的な課題としては後者ではないか。つまり、前者の地方制度によって何か大きく社会のあり方を変えるというのは、これは、中間報告で大都市、三大都市圏について地方制度を変えることによって何か経済発展の起爆剤にするとかいうことは、それはおのずと限られた面で、ほかの方策も大事ではないか。そちらも重要だということは中間報告にも書きこまれているところで、そこと似たような面があるかと思えます。そうすると、対応ということで、これは現実的には29次の積み残しだけではないかという御発言も先ほどありましたけれども、これはこれだけでも大変だと思うのです。

つまり、ここで今日出されている資料では、例えば都道府県がかかわって行うということの検討の部分だけが出ておりますけれども、それだけではなくて、横でどういう連携の制度、法制化があり得るかというのも大きな問題ですし、29次の基礎自治体論の、今日出されている以外の部分で扱った、例えば地域自治区のあり方とか、監査のことは先ほど話に出ていましたが、外部監査を含めて小さな町村でコンプライアンス体制あるいは住民の負託にこたえて着実に行政が実施できるようにするにはどうするかというのは、これだけでも大変なことだと思えますので、一言申しました。

先ほど来議論が出ております国直轄ということが思考実験ないしファンタジーとしてあっていいのではないかということも、確かに理論的には興味深い問題かもしれませんが、それをも念頭に議論をしてしまうと、これは收拾がつかないのではないかと思います。一方では、我々は更地では制度を設計することはできないのであって、もう一言だけ申しますと、「先に」という言葉は現在、未来のことを指していますけれども、昔は、人々が謙虚だった時代は「先」というのは既にあったことを指していたのですね。ですから、我々の先にあるのは、むしろ、今までの経験であって、恐る恐る将来に入っていくという態度も必要ではないか。

最後は余りに一般的な話になってしまいました、以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今回の齋藤委員のお話と先ほどの林宜嗣委員のお話とも関係するのですが、今回の基礎自治体のあり方ということは、裏を返しますと、広域自治体である都道府県のあり方ということにも関連すると思うのです。

第29次地制調の積み残しという議論もありましたが、その中で都道府県による垂直補完のあり方について議論があったということで、私も数年前にある研究会に参加しております、市町村側の意向をアンケートで聞いたところ、市町村の側でも都道府県による垂直補完に対しては非常に抵抗感が強くて、余り考えていない。むしろ、中心市的なところに任せる、あるいは共同処理をしていくという形で補えないところを補っていただくという意向が強いわけです。1つは、都道府県の側でこれについてどういう立場であるのかということをご確認してみたいと思います。もちろん職員体制ですとか、財政の問題でいっばいっばいであるという御意向もあるかと思うのですが、果たして垂直補完というあり方がどれぐらいリアリティーを持っているのかということについても確認してみたいと思っています。

今回、東日本大震災を踏まえたということが一応、諮問事項に出ておりますが、長期的には、被災地も含めて人口減少、高齢化が進む。さらには国土保全の観点からの基礎自治体のあり方を展望することも必要だと思うのですが、やや短期的といいますか、行政機能の面からしますと、危機管理のあり方ですとか防災の観点から、例えば合併をしたことによって後背地と沿岸部が1つの自治体であることによって助かったところがあれば、実は、合併をした結果、住民との距離感が遠くなってしまって、復興にもいろいろ支障が出ているというところもあると聞いております。例えば市町村合併が今回の震災にどう影響を与えているかというデータがあれば、お示ししていただけたらありがたいと思っております。その点も踏まえて、都道府県の補完というものも、震災等が起きた場合に基礎自治体をどのようにバックアップしていくかという点も含めて議論にはなり得るのかなと思います。

余りいろいろテーマが拡散しても議論がしづらいところではありますけれども、仮に東日本大震災を前提とすれば、そういう点を議論するというのも、ひとつあり得るのかなと思っております。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

今日はフリートalkingですから、別に意見をまとめるつもりも何もないのですが、伺っておりますと、抜かしてならないのは、最も住民に身近な行政をどういう体制を組んで維持していくのかということが最低限ポイントになるであろう。それにいろいろつくものはあるかもしれませんが、そこが一番ポイントだということでは、ほぼ共通の御理解と理解していただけてよろしいでしょうか。それは言葉を変えれば基礎自治体だと言

われればそれまでですが、何も形式上の基礎自治体だけがやるとは限らないという意味では、都道府県の補完というお話も出てきています。ですから、住民に最も身近な行政をどのような体制で組んでいくかが最低限の課題であるということはほぼ共通しているのかと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

辻委員、お願いします。

○辻委員 私も今回資料を見せていただきまして、改めて感じたことが3つあります。1つには、17ページの図に出ているように、ある程度、超高齢化の中ですごい勢いで人口が減っていくというのが所与だということだと思います。これは確かに統計の取り方によっては少し変わりますし、特に40年後ですとか、100年後になりますと、日本の人口動態が1,000万人とか4,000万人単位で変わってくるのですが、10年、20年の単位で見ると、かなりの勢いで、どんな対策をしても人口が減っていく。これに対してどういう対策をとらなければならないのかという課題が、私たちに課せられている大前提だと思いました。

二つ目に、この中で自治制度を考えていくときに、5ページの資料になりますが、市町村数でいいますと、自主合併で平成16、17、18年とずっと減ってきたのですが、現在は、法律で強制合併させない限りは、もうこれ以上は、大きく市町村数が減りそうもない状況だということです。強制合併まで考えると、また別なのですけれども、自主合併を基本にすれば、合併という手段を考えないで、どういう対策が可能なのかということ議論しなければならないということだと思います。

3つ目は、今回出された資料の中で20ページのところであります。先ほどから人口が少なくなった中で住み続けるという話があって、それをどれだけ移住させられるかどうかという話もありました。しかし、現実問題で考えると、移住は極めて難しいと思っています。住み続けているところはかなり愛着がありますし、しかも、結構便利になってきていますし、どこに行っても、大体、電気と電波はきていますし、道路もありますし、上水道はありますので、暮らしていけるのです。そうした中で、死ぬまでそこに住んでいたいという人がたくさんおり、そのことを考えると、高齢化が進んで、人口が減っていく中でも、人々は、ある程度、点在して住み続けることになると思います。こうしたことが所与になっていて、この所与の中でどう自治制度をつくっていかなければならないのかというのが、一番の大きな課題だと思います。

さらに、広域行政をどうするかというのが全体の論点になると思っていて、この論点を考えるに当たっては、1つは、先ほどから出ていますとおり、基礎自治体と広域自治体をあわせてどういうことができるのか、という課題があります。余り細かい法制度というよりも、全体でざっくりどういう対処をしていったらいいのか、ということで、超高齢化と人口減少に対処する見取図が、欲しい気がします。

もう一つは、行政が、直接、サービスを供給しているところよりも、民間からサービスを受けているところのほうが、地域生活においては多いということです。定住自立圏にお

いても狭い意味での行政だけではなくて、民間部門も含めて各広域圏でどうやって生活条件を整えられるかということが非常に重要であると思っています。ちなみに、定住自立圏に関しても、思った以上には浸透しているという説や、まだまだ頼りにはされていないという説などいろいろ意見が出されています。定住自立圏のような仕組みを、民間部門も含めた市町村が、どうやったら重用するようになるのかということを経験することが重要だと思います。

最後の3番目としては、狭い意味での広域行政、つまり、事務の共同処理の体制をどうするかということを経験を、前回に引き続き今回も、議論していくべきだと思います。私が、近年、特に感じることは、自治法に基づく共同処理というのはやや閉塞感があって、余り進んでいないのですが、民間ベースでは、例えば情報関連でいえば、自治体クラウドという形で、事実上の行為として事務の委託が進むという傾向にあります。これに対して、これはこれでいいと考えるのか、また、ある程度、自治法の制約の中で担保してやったほうがいいのか。このことも含めまして、民間先行で進んでいく中で、本音で事務の共同処理をどう進めていくべきかを議論すべきではないかと思っています。

同時に、広域市町村圏の創設にともなって、1970年代に沢山の一部事務組合ができましたので、今、そのとき、採用した職員が、かなり高齢化してきています。市町村合併の影響も受けて、事務の共同処理体制の改編が必要となるとすると、今が最後で最大のチャンスかもしれません。今後、超高齢化に耐えられる事務の共同処理の体制を考えていくということをぜひ議論していただきたいと思っています。

以上です。

○碓井委員長 ほかはいかがでしょう。

大山委員、どうぞ。

○大山委員 いろいろ伺ってまして、私が1つポイントだと思うのは、垂直補完というのが重要だということです。外から見ているとそう見えるし、大体、ここでも皆さんそうお考えだと思うのです。ところが、肝心の市町村のほうは非常にネガティブだということで、なぜネガティブなのか。それをネガティブでなく、もう少しポジティブになれる方法はないのかというのが1つの論点かなと思います。

先ほど例が出たフランスの話ですけれども、確かに人口ゼロや10人とか20人とかの市町村がたくさんあって、どうしているかということ、垂直補完と水平補完ですね。名前はすべてコミューンですけれども、日本風に言えば、村がたくさんあって、それが県に補完してもらっているわけです。それを個別に契約でやっているのです。これは今まで議論してきた大都市問題のところでもそうだったのですが、いわゆる二重行政の解消という話があって、指定都市の側は一括で権限をおろしてくださいということをおっしゃっただけけれども、この議論としては、むしろ、個別で協議しやすい方向を出したらいいのではないかという話になってきたかと思っています。ですので、小さい市町村の垂直補完をどうするかということも、もう少し個別に広域自治体と協議しやすい体制をどうやって組んでいくかが

1つの話の議論のポイントになるのではないかという気がいたしました。

○碓井委員長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 特に現実性のある問題から議論するというに反対するわけではありません。遮二無二何か、要するに国土直轄地域をつくるべきであるとか、集住の仕組みを入れるとか、そういうことを言うわけではありませんが、我々が議論するときに、何をなぜ選んだか、逆に、何を議論の対象としてなぜ選ばなかったのかをちゃんと意識しておくことが必要だということから、問題設定は広くとったほうがいいだろうということの問題提起させていただいただけであります。

その上で幾つかの点を指摘しておきますと、1つ、事務の補完の問題が垂直的であれ、水平的であれ、大きな問題としてあるであろうというのは確かですが、社会の変化のあり方との関係でいえば、いわば欠点がよりあらわになるので、対処するという以上の問題ではないということですね。つまり、補完の問題というのは、潜在的には常に必要なわけであって、要するに事務処理能力が足りない市町村を、しかし市町村として置いておくためにはどうすればよいかというと、必ず議論されないといけない問題です。社会の高齢化の問題は、いわばその必要性を非常にクリアにしているというだけであって、論理必然ではないだろうということですね。したがって、外在的な関連でしかない部分を注視して取り上げることになるという点は、やはり考えておいたほうがよかろうかという気がいたします。

もう一つ、辻委員がおっしゃったところですが、29次で方向が出て、制度も出ていくなると、やはり足りないところ、ないしはおかしなところを修正することになったら、話は勢い、かなり法制主義的なものになると思うのです。それでもよいのですかというのが、私は法律家ですからそれでもいいというところがありますが、本当にそれでもいいのですかという形で、私は逆に、疑問がないわけではありません。しかし、反対するものではありません。

申しわけありません。

○碓井委員長 太田委員の最後のそれでもいいのですかという御趣旨をもう少し御説明いただけますか。

○太田委員 話は法制的になるだろうと。辻委員が先ほどおっしゃった中に、余り法制的なところに入り込むのではなくて、もうちょっと大きくりなところでおっしゃいました。ただ、恐らく権限の、要するに事務の補完の問題を議論すれば、一応、29次で路線はあるわけですから、勢い話は専門的にならざるを得ない。もうちょっと一歩引いてやるのだしたら、29次の路線の位置づけも含めて少し一歩引いたところから議論しないと、辻委員がここでやるべきだとおっしゃった議論にはならないのではないかという危惧です。

○碓井委員長 私は十分理解しているかどうかわかりませんが、そうすると、具体的な制

度化の議論もさることながら、物の見方というか、そういう視点がないと寂しいではないですかという御趣旨ですか。

○太田委員 29次の路線を含めて相対化するような視座を我々が少し意識しながら議論しないといけないのではないかということかと思います。

○碓井委員長 ということは、恐らくは29次の路線の延長だけで議論することは少なくとも避けなければならない。広い視野から絞っていく、スタートは広くということになるろうかと思います。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫委員 現在の基礎自治体というのはだんだん人口が減少する中で、高齢化、少子化が非常に問題だと思っております。各基礎自治体ではそれなりの対策をやっていると思うのです。そういったことも参考に、もし国のほうでそういった資料も持っていらっしゃいましたら、ぜひ提示していただければと思います。

○碓井委員長 どうぞ、課長さん、お願いします。

○原市町村体制整備課長 また検討して、提示させていただきたいと思います。

○碓井委員長 ついでにですが、先ほどクラウドの話が出ましたが、私はクラウドなどという難しい言葉の意味自体よくわかってはいないのですが、しかし、私たちが諮問を受けている東日本大震災を踏まえたということになると、それぞれの基礎的自治体の重要なデータをいかに安全に確保するかも重要なことです。そういうものが今、どの程度進んでいるのかというものも、もしわかりましたら、教えていただければと思います。

○原市町村体制整備課長 これもまた資料を提出させていただきます。

○碓井委員長 どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

よろしければ、今日は大変貴重な御意見をいただいてありがとうございました。

本日の議題についての議論はここまでとさせていただきます。

次回は、衆議院議員から選出される委員の任命時期にもよりますけれども、総会または専門小委員会を開催することといたします。開催期日等につきましては、改めて事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の専門小員会を閉会いたします。

熱心な御議論をありがとうございました。